

登記手続案内について

鹿児島地方法務局では、登記申請手続に関するお問い合わせに対応するため、**登記手続案内を予約制**により行っています。

登記手続案内をご利用の際は、事前に登記申請書の様式を準備いただくとスムーズです。

登記申請書の様式は、鹿児島地方法務局ホームページ内の「不動産登記申請手続」、「商業・法人登記手続」をご確認ください。

予約の方法

- ◆予約は、下記一覧表の最寄りの法務局に電話でお申し込みください。
- ◆予約の際にお名前・連絡先・登記手続の内容（登記の種類）をお伺いします。
- ◆手続案内を利用できる日時は法務局によって異なりますので、下記一覧表の案内日をご確認ください。

予約・お問合せ先一覧

■不動産登記申請手続に関するご案内

庁名	予約・お問合せ先	案内日	庁名	予約・お問合せ先	案内日
不動産登記部門	099-219-2114	月・火・水・木・金	種子島出張所	0997-22-0668	火・木
霧島支局	0995-45-0330	月・火・水・木・金	南さつま出張所	0993-52-2561	火・木
知覧支局	0993-83-2208	火・木	出水出張所	0996-62-0219	火・木
川内支局	0996-23-6381	月・水・金	曾於出張所	099-482-0047	月・水
鹿屋支局	0994-43-6871	火・木			
奄美支局	0997-52-0383	火・木			

■会社・法人登記申請手続に関するご案内

庁名	予約・お問合せ先	案内日
法人登記部門	099-219-2130	火・木

登記手続案内を利用される皆さまへ (お知らせ)



ご利用は20分以内です

1回のご利用は、20分以内です。
20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、延長はできません。



ご自身で作成していただきます

申請書類の書き方や作成上の注意点は説明しますが、係員が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスはしていません。
また、現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどしてご自身で確認してください。



事前審査や法的判断はできません

職員が申請前の書類に内容的に不備がないか審査することはできません。
法律行為（契約）が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。



補正の可能性があります

登記申請後の調査の結果、訂正や書類の追加が必要になることがあります。また、登記手続案内は、内容の整合性や登記の完了を保証するものではありません。



申請資格のない方お断りします

司法書士や土地家屋調査士などの資格をもっていない方が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、その代理人として登記申請する行為は、法律に違反する場合があります。